

令和6年度山形県ひとり親家庭移住・定着応援モデル事業費補助金 (住まいの支援分) 交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、ひとり親家庭の県外からの移住を促進し、地域への定着を図るため、令和6年度山形県ひとり親家庭移住・定着応援モデル事業実施要綱（令和6年6月25日付け子家第252号しあわせ子育て応援部長通知。以下「実施要綱」という。）第3条第2号に規定する住まいの支援として、山形県補助金等適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該支援の対象者となる者に対し補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、実施要綱第7条の規定による山形県ひとり親家庭応援センターの証明を受けた者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（別記様式第1号）の提出期限は、令和7年3月7日とし、添付すべき書類は、交付申請額計算書（別記様式第2号）のほか、別表第2に掲げるとおりとする。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 住まいの支援における住宅賃貸借契約の変更
- (2) 補助金の額の増を伴う変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（別記様式第5号）の提出期限は、令和7年4月10日とし、添付すべき書類は、別表第2のとおりとする。

(補助金の支払い)

第8条 補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 移住後3年を経過しないうちに、補助対象者が県外（実施要綱第3条第1号に規定する食の支援を実施しない県内市町村を含む。）に転出したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他知事が必要と認めたとき。

(帳簿等の保管)

第10条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、令和7年度から5年間保管しておかなければならぬ。

附 則

この要綱は、令和6年6月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1

補助対象経費	補助金の額
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った補助対象者が契約の当事者である住宅賃貸借契約に基づく家賃（管理費、共益費及び駐車場料金を除く。）で、対象者が新たに実施要綱第3条第1号に規定する食の支援を実施する市町村の区域内に住所を定めた月（以下「転入月」という。）の翌月から第36月目の月までのもの	次により算出した額の合計額 1 転入月の翌月から第24月目までの月までにあっては、補助対象経費の額又は当該月数に2万円を乗じて得た額のいずれか低い額 2 転入月の翌月から起算して第25月目の月から第36月目の月までにあっては、補助対象経費の額又は当該月数に1万円を乗じて得た額

別表第2

交付申請書	実績報告書
1 住宅賃貸借契約書の写し 2 補助金の振込先口座とする申請者名義の預貯金通帳（口座名義人（フリガナ）、口座種別、口座番号、金融機関、本・支店名が記載されたページ）の写し 3 その他、知事が必要と認める書類	家賃の支払いを証明する書類